

港区教育大綱の策定について（案）

1. 「教育大綱」と「教育振興基本計画」について

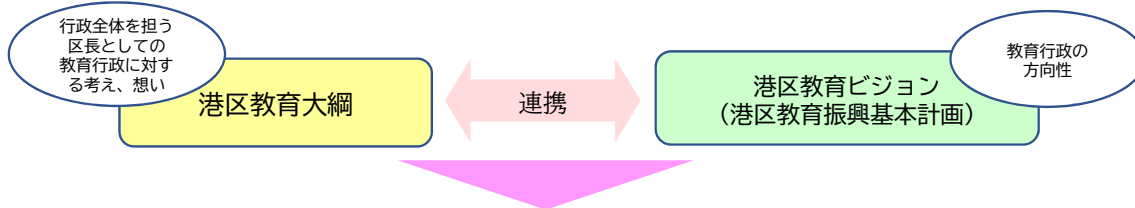
	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において協議が必要	地方公共団体
内容	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※義務	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

2. 区におけるこれまでの経緯

年月	内容
平成26年10月	教育ビジョン（教育振興基本計画）策定 （平成27年度から平成36年度（＝令和6年度）まで10年間）
平成27年4月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法施行 →地方公共団体の長に大綱の策定を義務付け
平成27年8月	教育ビジョンの内容を精査し、教育大綱と同一視できる内容であると確認できたことから、総合教育会議への協議を経て、教育ビジョンをもって教育大綱に代えることを決定 →令和6年度で現行の大綱の対象期間が終了することから、 令和6年度中に新たに「教育大綱」を策定する必要あり

3. 新たな「教育大綱」策定の方向性

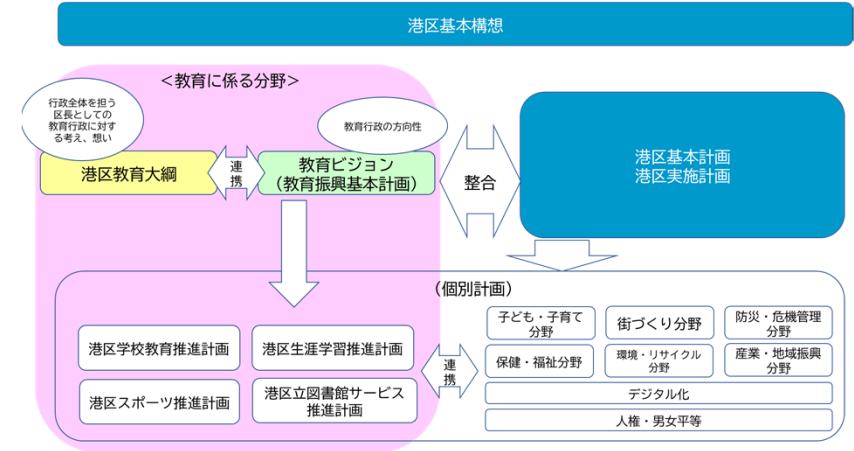
- 国が示す教育の振興に関する施策についての基本的な方針も参酌しつつ、区長として、区の実情を踏まえ、大綱として定める。
- 教育に関する事務については教育委員会が担っているが、行政全体を担う区長も、教育長及び教育委員の任命や予算執行などを通じて教育行政に対して責任を負っている立場から、教育行政に対する考えを示す。



区長と教育委員会がそれぞれの立場から教育行政に対する考えを示し、お互いにその考えを共有した上で、教育行政を総合的に推進

4. 新たな「教育大綱」の位置付け

区長として大綱により教育行政に対する考えを示し、教育委員会は教育ビジョン（教育振興基本計画）により教育行政の方向性を示す。
教育ビジョンと港区基本計画で示す教育行政の方向性を踏まえた個別計画に基づき、区長部局と教育委員会とが連携しながら、教育に係る施策を総合的に推進する。



5. 新たな「教育大綱」の策定イメージ（案）

子どもの意見等も踏まえながら、区長としての教育行政に対する考え、想いを大綱としてまとめ、子どもにも分かりやすく表現する。

（記載内容案）

- ・港区政における教育行政の在り方
- ・教育行政の推進に向けた視点

（イメージ）

港区教育大綱

（在り方）

- （視点1）●●の実現（説明）
- （視点2）●●の実現（説明）

6. スケジュール（予定）

- 令和6年5月 総合教育会議への協議（新たな教育大綱の策定について）
- 6月 子ども等への意見聴取
- 8月 総合教育会議（素案協議）
- 9月 庁議（素案審議）
- 11月 区民意見募集
- 令和7年1月 総合教育会議（案協議）決定